

平成28年2月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道	社会保障関係経費や臨時財政対策償還費の増嵩を踏まえた地方一般財源総額の確保及び「経済・財政再生計画」に対応した普通交付税の算定について	<ul style="list-style-type: none">・ 社会保障費や臨財償還費の増を踏まえた上で、必要な一般財源総額を法定率引上げ等により確保されたい。・ 平時モードにあっても、昨年度と同程度の歳出規模を維持し、「地域経済・雇用対策費」と同様に面積的要素への配慮を踏襲されたい。	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、重点課題対応分である「森林吸収源対策等の推進」に係る普通交付税の算定においては、林野行政費の単位費用に計上することにより、林野の面積に応じて算定することとした。</p>
2	(法)	北海道	留保財源率の見直し等による地域間格差是正策の充実強化及び地方法人課税の偏在是正措置に対応した基準財政需要額の算定について	<p>留保財源率の引下げによる更なる財源保障機能の強化も検討されたい。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要と認識。</p>

平成 28 年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成 28 年 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、平成 27 年度を 0.1 兆円上回る 61.7 兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

一般財源総額 61.7 兆円(+0.1 兆円、前年度 61.5 兆円)

一般財源総額(水準超経費除き)	60.2 兆円(+0.1 兆円、同 60.2 兆円)
・ 地方税	38.7 兆円(+1.2 兆円、前年度 37.5 兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.6 兆円(▲0.2 兆円、同 2.8 兆円)
・ 地方交付税	16.7 兆円(▲0.1 兆円、同 16.8 兆円)
・ 臨時財政対策債	3.8 兆円(▲0.7 兆円、同 4.5 兆円)

(2) 重点課題対応分の創設等

- ・ 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分として地方財政計画の歳出に計上

重点課題対応分

重点課題対応分	0.25 兆円
・ 自治体情報システム構造改革推進事業	0.15 兆円
・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	0.05 兆円
・ 森林吸収源対策等の推進	0.05 兆円

- ・ まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円を確保
- ・ 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実(+0.15 兆円)

(3) 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び(28)41.3 兆円、+1.0 兆円)、リーマンショック以前の水準にまで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し(28)0.5 兆円、▲2.4 兆円)、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制(28)3.8 兆円、▲0.7 兆円)。特会借入金も着実に償還(28)0.4 兆円)
- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠については、必要な歳出を 0.4 兆円確保した上で、同額を減額。別枠加算(27)0.23 兆円)についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

- 復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保(28)0.5 兆円)

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分	28年度	27年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
歳入				
地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
国庫支出金	13.2	13.1	0.1	1.1
地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
その他	5.7	5.6	0.1	1.4
計	85.8	85.3	0.5	0.6
一般財源総額	61.7	61.5	0.1	0.2
(水準超経費除き)「一般財源」	60.2	60.2	0.1	0.1
歳出				
給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
うち補助分	19.0	18.5	0.5	2.4
うち単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち重点課題対応分	0.3	-	0.3	皆増
地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等最適化事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
その他	4.0	3.9	0.0	1.1
計	85.8	85.3	0.5	0.6

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	青森県	地方交付税総額の増額及び地方交付税制度の機能強化	<ul style="list-style-type: none">・ 歳出特別枠を実質的に維持するとともに交付税総額を増額すること。・ 財源不足に対しては、臨時財政対策債の発行ではなく、別枠加算の維持や法定率の引上げにより対応すること。・ 東日本大震災の復旧・復興事業費については、引き続き別枠で確保すること。	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。</p> <p>さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>東日本大震災の復旧・復興事業については、地方負担分等に対して措置する震災復興特別交付税を0.5兆円確保した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	宮城県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 山口県 高知県 福岡県 長崎県	法定率の引き上げによる交付税総額の確保	臨時財政対策債による対応を見直し、法定率の引き上げにより交付税総額を確保すること。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
5	(法)	茨城県	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付税総額を安定的に確保すること。 ・ 歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）を維持すること。 ・ 法定率引上げとともに、臨財債償還財源を確実に別枠として確保すること。 	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	埼玉県 愛媛県	地方交付税総額の確 実な確保	地方交付税総額の確実な確保	採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。
7	(法)	富山県	交付税総額の確保と 歳出特別枠の維持	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な交付税総額を確保されたい。・ 新型交付金の地方負担について、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に確保されたい。・ 歳出特別枠を堅持されたい。・ 偏在是正財源に見合う歳出を地方財政計画に計上されたい。	採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。 さらに、地方法人課税の偏在是正効果も財源としたまち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度においても、引き続き1兆円を確保するとともに、地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）の地方負担については、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に地方財政措置を講じることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	石川県	地方交付税の総額の確保	歳出特別枠を維持するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべき。	採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。
9	(法)	長崎県	歳出特別枠及び別枠加算の堅持	地域活性化施策としての歳出特別枠を堅持・充実させるとともに、そのための財源措置としての別枠加算を堅持すること。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	地方交付税総額確保・機能充実等	<p>地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財政調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。</p> <p>地方交付税が地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、別枠加算の継続や法定率の引き上げ等により地方交付税の充実強化を図られたい。</p> <p>「骨太方針2015」にに基づく地方交付税の改革については、地方交付税の財源保障機能を損なうことのないよう適切に対応されたい。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。</p> <p>また、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。</p> <p>さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>基本方針2015にある地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することも前提として取り組むこととしている。</p> <p>地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	長野県	地方交付税の総額の確保復元・充実と一般財源総額の確保	地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方の財政需要を的確に積み上げるとともに、法定率の引き上げなどにより、地方交付税を復元・充実するとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図られたい。また、「経済・財政再生計画」における地方交付税の改革に向けては、地方の意見を十分に踏まえた検討を進められたい。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度においても、引き続き1兆円を確保した。 基本方針2015にある地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することも前提として取り組むこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	鳥取県 島根県	地方交付税の総額確保	需要額の適切な算定、歳出特別枠や別枠加算の維持により地方交付税総額を確保すること。 地方公共団体の安定的な財政運営が図れるよう、地方交付税法法定率の引き上げなど抜本的な見直しを行うこと。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止することにより、一般財源の質を改善しつつ、地方財政の健全化を進めた。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
13	(法)	広島県	地方交付税の法定率の引き上げ及び臨時財政対策債償還費等の別枠確保	法定率の引き上げによる地方交付税総額の確保 臨時財政対策債等の地方債元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に財源の確保を行うこと。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債等の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	高知県 鹿児島県	基準税率（留保財源率）の見直しについて	基準税率を引き上げる（留保財源率を引き下げる）ことにより、地方交付税の財源保障・財源調整機能をより強化されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要と認識。
15	(法)	京都府	一般行政職員給与費の適正な算入について	一般行政職員の給与費については、交付税算入されている給料単価と地方財政計画上の給料単価に乖離が生じているため、適正に算入されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税收の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	茨城県 鳥取県 島根県	スケールメリットが働かない地方部に配慮したトップランナー方式の導入	トップランナー方式の導入について、地方の財政力や行政コストの差は人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素が大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないため、スケールメリットが働かない地方部にとって不利な制度設計としないこと。	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など12業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう慎重に検討してまいりたい。
17	(法)	山口県	条件不利地域のコスト差を的確に反映する交付税算定の堅持	トップランナー方式の導入に当たっては、標準団体が必要とする経費を基本に、条件不利地域のコスト差を補正によりの確に反映する現行の交付税算定を堅持すること。	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など12業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう慎重に検討してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法)	高知県	単位費用におけるトップランナー方式の導入について	トップランナー方式の導入に当たっては、条件不利地域においても安定的な財政運営に支障が生じることのないよう、地方の意見も取り入れながら慎重な制度設計をされたい。	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など12業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう慎重に検討してまいりたい。
19	(法)	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域の状況を踏まえた交付税の算定について	行政効率が上がりにくい本県の特殊性に十分配慮し、先進的な自治体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映させることについて、一律の行政コスト比較はなじまないことに十分留意すること。	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など12業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう慎重に検討してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	鹿児島県	トップランナー方式について	トップランナー方式導入の検討に当たっては、離島や過疎地域などの条件不利地域や財政力指数の低い地域に十分配慮した仕組とすること。	一部採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの都道府県で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務（都道府県においては、学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁舎管理など12業務）について導入することとしている。また、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう慎重に検討してまいりたい。

トップランナー方式の導入について①

平成27年11月27日
第20回経済財政諮問会議
高市大臣提出資料

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映。
※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇公園管理	その他の土木費	公園費	庶務業務の集約化
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税费、包括算定経費	

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

トップランナー方式の導入について②

平成27年11月27日
第20回経済財政諮問会議
高市大臣提出資料

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 <p>○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。</p> <p>○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。</p>
◇博物館管理	その他の教育費	-		
◇公民館管理	-	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理	-	社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	-		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	-	戸籍住民基本台帳費、徴税費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、保健衛生費	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。</p> <p>○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(法)	鳥取県 島根県 高知県	歳出特別枠の維持及び 地域経済・雇用対策費 の算定方法の継続	地域経済基盤強化・雇用等対策費 の規模を維持するとともに、地域経 済・雇用対策費の算定方法を継続す ること。	一部採用する。 地方の重点課題に対応するための歳出や公共施設の老朽化対策に係る歳出 を重点的に確保（4,000億円）した上で、同額を歳出特別枠から減額すること により、実質的に前年度水準を確保した。
22	(法)	北海道 岐阜県 愛媛県	歳出特別枠の維持	地域経済基盤強化・雇用等対策費 の規模を維持すること。	一部採用する。 地方の重点課題に対応するための歳出や公共施設の老朽化対策に係る歳出 を重点的に確保（4,000億円）した上で、同額を歳出特別枠から減額すること により、実質的に前年度水準を確保した。
23	(法)	山形県 岐阜県 愛媛県	まち・ひと・しごと創 生事業費の拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を 拡充すること。	以下の理由により採用しない。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、 地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平 成28年度においても1兆円を確保したところ。 平成27年度中に各団体において地方版総合戦略が策定される見込みである が、地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期 間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業 費」の安定的な確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	東京都	まち・ひと・しごと創生事業費の非拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を拡充しないこと。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度においても1兆円を確保したところ。 平成27年度中に各団体において地方版総合戦略が策定される見込みであるが、地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
25	(法)	北海道 福井県	新型交付金の地方負担について、普通交付税の措置	新型交付金の地方負担分について、普通交付税において的確に措置すること。	採用する。 地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）の地方負担については、ハード事業においては地方債措置を講じるとともに、ソフト事業においては普通交付税及び特別交付税による財政措置を講じることとした。
26	(法)	大分県	新型交付金の地方負担について、地方交付税の措置	新型交付金の地方負担分について、地方交付税において的確に措置すること。	採用する。 地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）の地方負担については、ハード事業においては地方債措置を講じるとともに、ソフト事業においては普通交付税及び特別交付税による財政措置を講じることとした。

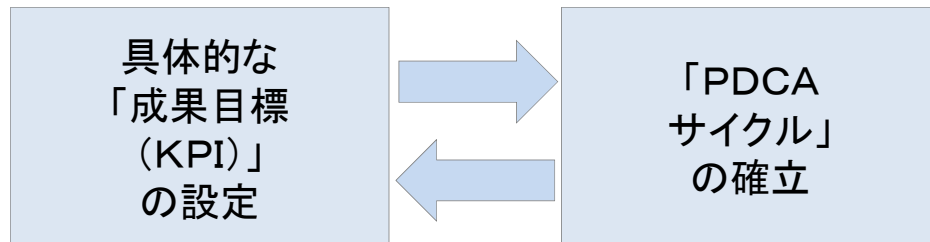
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

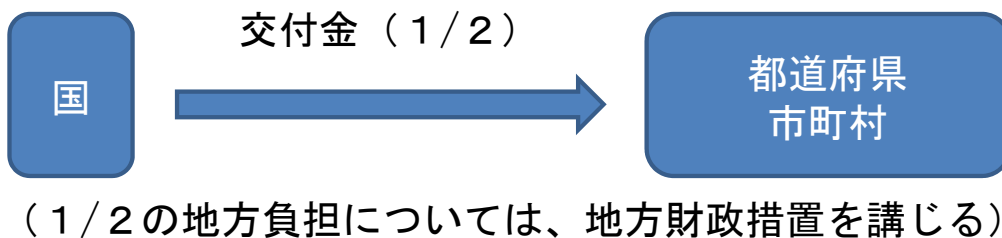
③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版DMO・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生カレッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(法)	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 福岡県	警察官給与の算入単価 の引き上げ	警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	石川県	地方自治体が管理する自動車専用道路に係る経費の適切な算定について	道路橋りょう費の単位費用において、自動車専用道路に係る増嵩経費について適切に算定に反映されたい。	以下の理由により採用しない。 道路橋りょう費における維持補修に係る基準財政需要額については、交通量に応じて適切に算定しているところ。 なお、都道府県管理の道路の総延長に占める無料化された自動車専用道路延長の割合は、1.3%程度であることから、自動車専用道路の維持補修に係る増嵩費は、標準的な財政需要とは言えず、普通交付税において措置することは適切ではない。
29	(法)	岡山県	道路法第17条第2項により移譲された県道に係る公安委員会分の交付税措置について	道路法第17条第2項による道路移譲後も引き続き都道府県が事務を行う公安委員会分について適切に措置されたい。	以下の理由により採用しない。 移譲の有無にかかわらず、市町村道（道路法第17条第2項等に基づき市町村が管理する道路を含む。）に設置する信号機や道路標示の補修費等を含めた、都道府県公安委員会が負担する経費については、都道府県分の道路橋りょう費の単位費用において適切に措置しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(法)	大阪府	河川維持管理経費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理経費については、平成27年度算定において単位費用を引き上げ、一定の充実を図ったところ。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。
31	(法)	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設	河川の維持管理経費を的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 人口集中地区を有することによって、河川費における需要額がどの程度生じるのか、人口集中地区面積が増加することで河川維持管理費の需要額が増加する理由などの因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[港湾費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(法)	富山県	国有港湾施設における点検業務により増加する維持管理費の単位費用への計上	国有港湾施設における点検業務の実施により増加する維持管理費を単位費用へ計上されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 港湾費の単位費用については、毎年度実施している実態調査を踏まえて設定しているところ。ご指摘の経費もこの中で措置しているものであり、今後も実態調査の状況等実態を踏まえ、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(法)	茨城県 栃木県 千葉県 神奈川県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ（教育費）	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げ、基準財政需要額に適切に算入	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。
34	(法)	群馬県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 徳島県 香川県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ（小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費）	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げ、基準財政需要額に適切に算入	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(法)	愛知県 京都府	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ (高等学校費、特別支援学校費)	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げ、基準財政需要額に適切に算入	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(法)	群馬県 千葉県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 長崎県	都道府県立中学校運営 費の普通交付税措置に ついて	都道府県立の中等教育学校前期課程 に要する経費を普通交付税で措置さ れたい。	以下の理由により採用しないが引き続き検討する。 当該経費については特別交付税により市町村分の普通交付税の中学校費の 算定方法に準じて算定しているところ。 特別交付税による措置額が僅少であることから現時点で普通交付税におい て測定単位を新たに設けるものまでには至らないものとするが各都道府県 における中等教育学校（前期課程）及び併設型中学校の設置状況や特別交付 税による措置額等を踏まえ引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(法)	宮城県	基準財政需要額の算定に係る公立大学学生1人当たりの単位費用の引き上げ	公立大学法人の安定的な運営のため、普通交付税の基準財政需要額の算定に係る学生1人当たりの単位費用を引き上げていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 公立大学に係る経費の基準財政需要額については、決算の状況等の実態を勘案し、これまで充実を図ってきたところであり、今後も引き続き検討をしていく。
38	(法)	奈良県	密度補正（人口密度の大小による教育事務所数の逡増を勘案）の廃止	教育事務所数と人口密度の間に相関関係が見受けられず、さらに、他の事務所との整合性、教育事務所数自体が合理化により減少している現状を踏まえ、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 教育事務所と人口密度の間には一定の相関関係があると考えられるが、実態を把握してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度、児童手当等制度については、本来、国において負担される制度改革がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。	一部採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。
40	(法)	鹿児島県	扶助費等に係る単位費用の充実について	国の制度に伴う義務的経費である扶助費等について、基準財政需要額と決算額との乖離が生じていることから、単位費用の充実により、乖離の是正をお願いしたい。	一部採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。
41	(法)	福井県	地域医療介護総合確保基金積立に伴う地方負担額の適切な財政措置について	地方医療介護総合確保基金の県負担については、普通交付税において単位費用措置されているが、厚生労働省の都道府県毎の内示額に基づく県負担額と措置額に乖離が生じているため、翌年度以降の交付税算定時に精算を行い、地方の財政に負担が生じないように見直されたい。	以下の理由により採用しない。 地域医療介護総合確保基金の設置に係る経費については、標準的な経費を適切に単位費用措置したところである。 内示額の基礎となる基金事業計画の内容については、法令上の義務ではなく、各団体の裁量により作成されるものであるため、個別の団体の事業量に応じた措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(法)	茨城県	消費増税に係る社会保障関係費（地方単独事業分）の適切な算入について	消費増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費（地方単独事業分）を適切に算入。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入しているところ。 乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者（児）医療費助成事業については、法令上の義務規定ではなく、補助の程度に応じて国民健康保険に係る国庫負担額の減額措置が行われていること等から、国の制度との整合性を持った、標準的な単位費用の算定を行っているところ。
43	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費について、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。	一部採用する。 平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については、基準財政需要額に全額算入しているところ。 これら充実分等の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算定することが可能であると考えている。
44	(法)	京都府	消費税・地方消費税引き上げ分の適切な基準財政需要額への算入	消費税・地方消費税率引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担は、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額へ算入されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入しているところ。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入しているところであるが、引き続き基準財政需要額への算入のあり方について検討して参りたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	京都府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度、特定疾患治療研究事業費については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定されたい。	一部採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で必要に応じて補正を講じていく。
46	(法)	大阪府	消費税率等引上げに伴う社会保障充実分の単位費用への適切な算入	消費税・地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分について、社会保障充実分に係る基準財政需要額と地方消費税率引上げ分に係る基準財政収入額の金額に乖離があることから、適切に基準財政需要額に算入されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入しているところ。 なお、平成27年度の地方財政計画において、消費税率等の引上げの増収分（1兆9,155億円）に対応する社会保障経費として、社会保障の充実分（6,554億円）、支出の増分（885億円）を計上し、残り分は社会保障の安定化分に充てられているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	岩手県 栃木県 千葉県 神奈川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 長崎県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 障害者医療費助成、乳幼児医療費対策事業及びひとり親家庭乳幼児医療費助成事業等、地方が単独で行う医療費助成事業に係る補助については、法令上の義務規定ではなく、補助の程度に応じて国民健康保険に係る国庫負担額の減額措置が行われていること等から、国の制度との整合性を持った、標準的な単位費用の算定を行っているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(法)	岩手県 茨城県 千葉県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準と乖離してい ることから、単位費用及び補正係数 を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成28年度においても、平成27年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続したところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
49	(法)	千葉県	介護給付費負担金に係る単位費用の見直し	介護給付費負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、単位費用を見直されたい。	一部採用する。 介護給付費負担金に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入しているところである。 しかしながら、地域間における介護サービス利用料の単価差の要因は一樣ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきであり、実績単価を採用することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
50	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。	採用する。 平成27年度に有害鳥獣対策に要する経費の充実を図ったところであるが、今般、標準団体に近い団体について実態調査を行った結果、単位費用と決算額に大きな乖離がなかったため、平成28年度は単位費用を据置きしたところ。 今後も各団体の決算の状況等を勘案し設定していく。
51	(法)	北海道	地球温暖化対策暫定事業費の維持・拡充について	地方団体における地球温暖化対策の実態を踏まえ、地球温暖化対策暫定事業費及び林野行政費における単位費用総額について維持・拡充されたい。	採用する。 地球温暖化対策については、平成28年度税制大綱も踏まえ、今後森林整備等が円滑に実施されるよう単位費用措置をしたところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
52	(法)	北海道	人口減少に対応した安定的な基準財政需要額（包括算定経費・面積）の算定について	人口減少が財政力の格差拡大をもたらさないよう、現行では包括算定経費（人口）で算定されている、面積に相関度が高いと思われる経常経費を包括算定経費（面積）に移行していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮しながら、引き続き包括算定経費に係る経費の内容を検討していく。
53	(法)	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費（人口）の単位費用の移行	包括算定経費（人口）で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について、包括算定経費（面積）へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費（面積）へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮しながら、引き続き包括算定経費に係る経費の内容を検討していく。
54	(法)	鹿児島県	包括算定経費（人口）で措置されている建設事業費の包括算定経費（面積）への移行について	包括算定経費（人口）で措置されている建設事業費のうち農業振興費及び森林整備保全費については、包括算定経費（面積）へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮しながら、引き続き包括算定経費に係る経費の内容を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
55	(法)	埼玉県	PCB含有機器の処理費用に対する適切な需要額の措置	県が保有するPCB含有機器の処理費用について、基準財政需要額に算定されるよう見直しをすること。	以下の理由により採用しない。 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各地方公共団体は事業者としてPCB廃棄物の処理しており、その処理状況は地方公共団体間で進捗に大きな差が生じていることから、全国一律に標準的に発生する財政需要とは言えず、追加の財政措置の必要性は認められない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(法)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本の見直し	平成28年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
57	(法)	長野県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方が安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立願いたい。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(法)	岐阜県	臨時財政対策債の抜本的な改革	現行の臨時財政対策債制度を抜本的に見直し、地方の財源不足への対応については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げによって対応すること。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。(平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
59	(法)	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率等の引き上げを含めた抜本的な見直しによって対応することとされたい。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。(平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
60	(法)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債償還費 の別枠確保	臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、償還財源を別枠で措置すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方公共団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないように対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円)
61	(法)	愛媛県	臨時財政対策債への振替制度の抜本の見直し	臨時財政対策債への振替制度を抜本的に見直すとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で措置していただきたい。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[震災特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
62	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
63	(法)	茨城県 千葉県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 鹿児島県 沖縄県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填制度の導入	道府県民税所得割において、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入	採用しないが、引き続き検討する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら、算定方法の見直し等を検討する。

基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

- ・ 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行わないが、一部の税目については特例として精算制度を設けている。
- ・ これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額(推計基準税額)と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額(推計基準税額)と実績額の差が是正される。
- ・ 発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算(75%)し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入される。

(1) 当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合があります、また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

(2) 是正方法には三つの方法がある。

① 減収補填債の発行

法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補填するために特別な地方債(減収補填債)を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。

この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされる。

② 普通交付税の精算措置

法人事業税等の算定において算定過大又は算定過小があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。

なお、法人税割、法人事業税、利子割(交付金を含む。)及び地方法人特別譲与税にあつては、減収補填債の発行による方法と当該精算措置による方法が認められている。

③ 特別交付税による措置

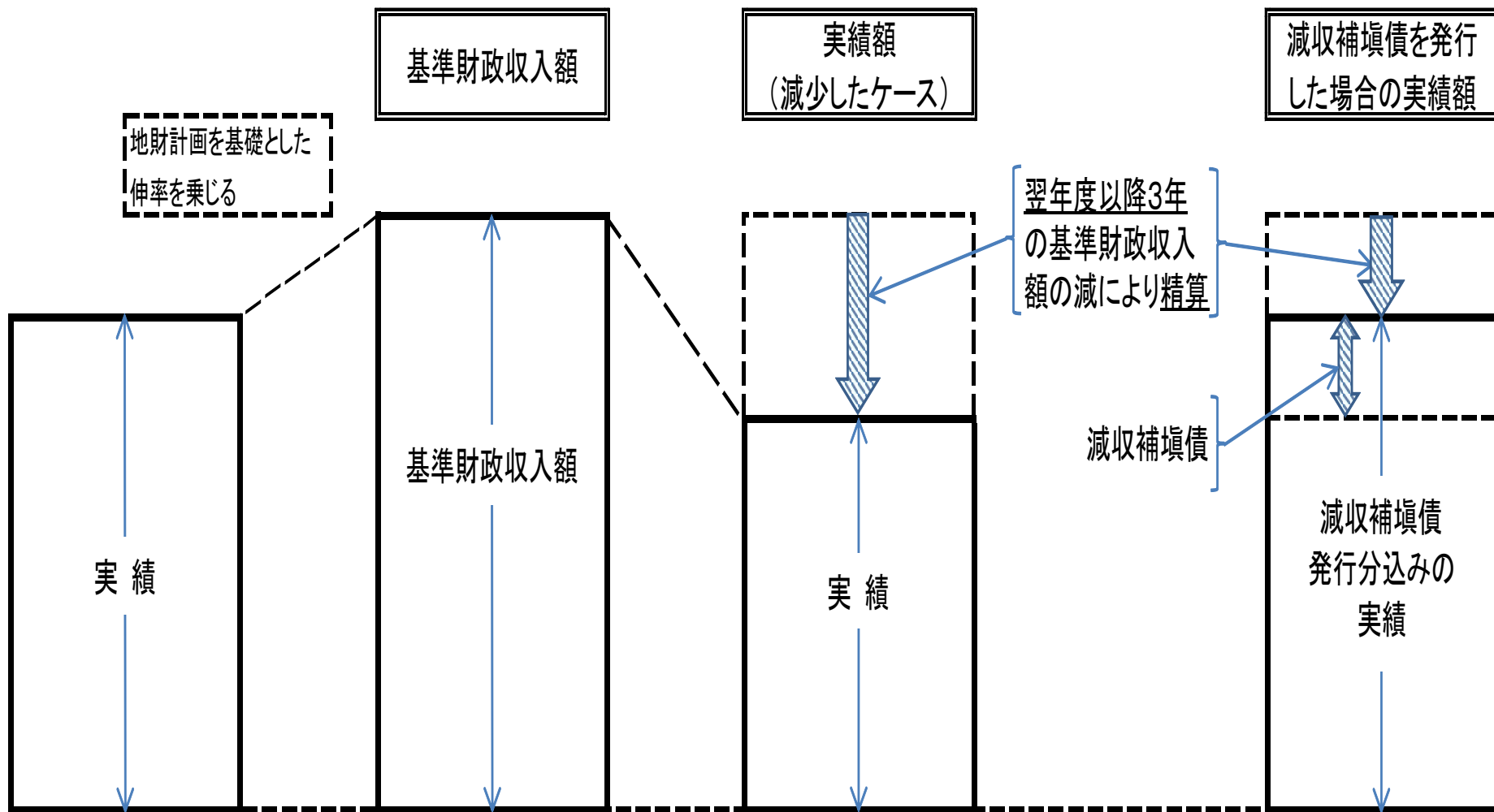
基準財政収入額が著しく過大に算定された場合、当該税収不足相当分を特別交付税により補う場合がある。

[①、②の対象税目]

区 分	対 象 税 目	
	道 府 県 分	市 町 村 分
1. 減収補填債の発行	法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	法人税割、利子割交付金
2. 普通交付税の精算措置	所得割、法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税	所得割、法人税割、利子割交付金、 特別とん譲与税

<前年度>

<算定年度>



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補て ん債制度の導入	不動産取得税について、精算制度 及び減収補てん制度を導入された い。	以下の理由により採用しない。 精算制度及び減収補填債の発行については、年度間の税収の変動が財政運 営に与える影響に鑑み、例外的に設けているものである。 近年、不動産取得税の税収は比較的安定していることから、精算は行わな い。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(法)	大分県	地方消費税における精算制度の導入	地方消費税について、精算制度を導入されたい。	以下の理由により採用しない。 基準税額等と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱としているが、法人関係税等については、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、例外的な措置として精算することが出来るものとされている。 地方消費税については、基準税額及び交付額のいずれも年度間で比較的安定して推移する指標等を算定の基礎としていることから、例外的な措置としての精算を要するほどの著しい乖離が生じること等があるとは認められない。